介護サービス事業者の業務管理体制整備に係るQ&A (Vol. 2)

- 1 業務管理体制の整備に関すること
 - (問3)地方公共団体が「介護保険法上の指定の申請主体」として指定を受けた指定管理者制度を活用し運営される事業所・施設について、業務管理体制を、地方公共団体及び指定管理者どちらも整備することで差し支えないか。
 - (答) 法第 115 条の 32 において、業務管理体制の整備及びその届出を行う主体は「介護サービス事業者」とされ、具体的には、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は除く。)等についてはそれぞれのサービスの事業者、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設についてはその開設者とされていることから、「地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて」(平成19年3月30日付け老計発第0330006号・老振発第0330002号・老老発第0330004号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)1(2)①、②及び③において介護保険法上指定若しくは許可の申請を行うべきとされている者が、業務管理体制の整備及びその届出を行うものである。

なお、地方公共団体が業務管理体制の整備及び届出を行う場合であっても、同通知2の趣旨を踏まえると、地方公共団体は、当該施設の管理運営にかかる責任を有する者として、指定管理者においても適切な業務管理が行われるよう、条例や指定管理者との間で締結する協定等により、必要な措置を講ずることが望ましい。

- (問4)指定管理者制度を採用している事業所等の指定管理者である法人の職員は、地方公共団体の直接の職員ではないが、法第115条の33 第1項の規定における「当該介護サービス事業者の従業者」に該当するか否か。
- (答) 老人デイサービスセンターの指定管理者が利用料金制を採用するなど、 指定管理者が、介護保険法第115条の32第1項に規定する「介護サー ビス事業者」である場合については、指定管理者である法人の職員は「介 護サービス事業者の従業者」に該当するものである。

地方公共団体が、介護保険法第115条の32第1項に規定する「介護 サービス事業者」である場合については、指定管理者である法人の職員は 「介護サービス事業者の従業者」には該当しないものである。

- 2 業務管理体制の整備に係る届出に関すること
 - (問9) 訪問介護における出張所等(いわゆる「サテライト事業所」) も1 事業所として数えるのか。
 - (答) サテライト事業所は、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等として、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)により、本体事業所に含めて指定することができるとされている。

したがって、サテライト事業所は、整備すべき業務管理体制の基準となる「指定等を受けている事業所等」の数には含まれない。